

役員及び評議員の報酬規程

(目 的)

第1条 この規定は、社会福祉法人子ども未来ネット弥生(以下「法人」という。)
定款第21条の規定に基づき、法人の役員及び評議員の報酬に関する事項を定める。

(報 酬)

- 第2条 法人の役員及び評議員に対して報酬を支給する。
- 2 法人の役員及び評議員に対して次の業務に従事した場合に報酬を支給する。
 - (1)理事会及び評議員会に出席した場合
 - (2)理事会で決定された特別な業務への従事
 - (3)監事による監査業務
 - 3 第2項の報酬の額は日額4,000円とし、業務の都度支払う。
 - 4 ただし、役員を職員が兼ねる場合は支給しない。

(費用弁償)

- 第3条 役員が、理事会、又はその他の会議に出席するため、あるいは法人の業務に従事したときは、その費用を弁償する。
- 2 費用弁償額は、職員の旅費規定に準じる額とし、業務の都度支払う。

(改 正)

第4条 この規定の改正については、評議員会の議決を要する。

附 則

この規定は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成29年4月1日から施行する。